

Ⅶ 休学，復学，退学，除籍，再入学について

(お問合せ先：学生課/平塚学生課)

1. 休学について

病気・けが，その他の理由により，長期にわたり（引続き3ヶ月以上）修学できない場合は，休学を願い出ることができます。休学期間は在学年数に算入しません。休学には手続きやその他の制約があり，また学費が減額される場合がありますので，休学をする際は早めに修学キャンパスの学生課に相談してください。

休学の種類と期間および願い出有効期日は，つぎのとおりです。

休学の種類	対象となる期間	願い出有効期日 (最終日)	学費（在籍料）	当該年度の成績について
通 年 休 学	4月1日～翌年の3月31日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに1年間の休学が認められた場合の年間の学費は，100,000円	すべて認定されません。
前学期休学	4月1日～9月30日	当該年6月30日	第1分納期（4月末日）までに前学期の休学が認められた場合の前学期学費は，50,000円	通年および前学期科目の成績は認定されません。
後学期休学	10月1日～翌年の3月31日	当該年12月31日	第2分納期（10月末日）までに後学期の休学が認められた場合の後学期学費は，50,000円	通年および後学期科目の成績は認定されません。

注意事項

- (1) 休学の期間は，当該年度限りとし，年度をまたぐ休学は認められません。
- (2) 休学の期間は，
博士前期課程では通算して2年（4学期）を超えることができません。
博士後期課程では通算して3年（6学期）を超えることができません。
専門職学位課程では通算して2年（4学期）を超えることができません。
- (3) 休学の開始日は，大学が受け付ける日以降とし，願い出前に遡ることはできません。

2. 復学について

復学の時期は，年度始め（4月1日）または，後学期始め（10月1日）です。

通年休学した者が，事情により前学期休学に変更したい場合は，願い出により，後学期から復学することができます。

3. 退学・除籍について

本学を退学する場合は，「退学願」を提出してください。

また，以下のいずれかに該当する場合は，除籍になります。（大学院学則第39条参照）

- ① 病気その他の事由により，成業の見込みがないと認められた者
- ② 所定の在学年限を超えてなお，修了し得ない者
- ③ 所定の授業料その他納入金を期日までに納付しない者

4. 再入学について

神奈川大学大学院学則第38条により退学した者および第39条第1項第3号により除籍された者が，元の研究科・専攻・課程・年次に再入学することができる制度です。ただし，単位修得状況などから退学または除籍前の在学期間を算入して学則第24条に規定する最長在学年限以内に課程の修了が見込まれる者に限ります。